

国民年金保険料 学生納付特例制度

住民係

20歳になると、学生の方も国民年金に加入し保険料を納める必要があります。しかし、学生の方は一般的に所得がないため保険料を自分で納めることが困難ですので、本人の前年度所得が118万円以下の場合は、在学期間中の保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

①申請手続き（毎年度申請が必要です）

受付窓口は、役場住民係です。なお、申請手続きには次のものが必要です。

1. 在学証明書または学生証（写しでも可）
2. 印鑑

②対象となる学生

大学（大学院含む）や短期大学、専門学校および各種学校などに在学する、昼間、夜間、定時制、通信課程の学生です。

*この制度の申請にあたっては、以下の点にご留意ください。

- 1) この期間は老齢基礎年金を受けるために必要な期間（受給資格期間）に算入されますが、受給する年金額には反映されません。

そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内（平成25年4月分は平成35年4月まで）であれば、古い期間から順に納付が可能です。（ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年目以降は当時の保険料に一定の金額が加算されます。）

- 2) 障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。（一定の受給要件があります。）

*平成24年度に学生納付特例の承認を受けられた方で、引き続き同じ学校に在学される方には、ハガキ形式の学生納付特例申請書が、日本年金機構から送られてきますので、必要事項を記入し返信することにより、今年度の申請手続きが完了します。

～5月7日からマンモグラフィ検診の申込受付を開始します～

環境保健係

平成25年度 マンモグラフィ検診電話申込みについて

- 申込方法 電話による申込 受付期間：平成25年5月7日(火)～5月17日(金)
受付時間：午前8時30分～午後5時まで
※先着160人（1日40人ずつ）で締め切りとさせていただきます。
※希望の日時があればご指定ください。
- 検診日 平成25年6月5日(水)・6月6日(木)・6月11日(火)・6月12日(水)

- 対象者 40歳以上の女性（平成25年度（H26年3月31日時点）に偶数年齢の方）
受診の間隔は2年に1度です。
- 受付時間 8時45分～14時（予約制）
- 検診時間 9時～15時 30分で5人ずつとなります。
- 料金 2,000円
- 検診内容 乳房レントゲン撮影 2方向
- 検診会場 保健センター
- 検診に適さない人
 - ・授乳中の方（断乳後1年以内の方）・妊娠中または妊娠の可能性のある方
 - ・乳がんの手術・治療をされた方・乳房の病気で経過観察中の方
 - ・乳房に明らかなしこりを触れる方・乳頭から分泌液がある方、湿疹等の変化のある方
 - ・ペースメーカーを設置している方、乳房に人工物が入っている方

申し込み・お問い合わせ先 役場 町民課環境保健係 電話 56-2311（有線2311）